

「福島環境カウンセラー協会 10周年記念事業研修会」報告

◇福島環境カウンセラー協会活動発表

「除染…現場取材を通して伝えたいこと」

発表者：長澤利枝さん

- ・ この間、南相馬の除染作業場を取材している。
- ・ 田畑には、瞬く間に黒いフレコンバッグが積み上げられ運ばれる。
- ・ 民家の境にある山林では、腐葉土がはぎ取られ自然の営みが見えない。
- ・ 仮置き場に積み上げられたフレコンはピラミッドのように積み上げられ、
- ・ 異様な光景となる。
- ・ 仮置き場はどこも満杯、中間貯蔵施設も建設にはまだ課題を残している。
- ・ 除染完了率は、住宅 46.5%、公共施設 72.5%、道路 33.2%、水田 62.8%、畑 51.2%、しかし森林の除染は目処が立っていない。
- ・ 除染の遅れで住民の帰還は困難になっている。
- ・ まだまだ先の見えない現実に立たされている。
- ・ 損害賠償の話は飛び交うが、故郷が遠い存在となってしまった現実はあまりにも残酷である。
- ・ 自然の生態系や人間の生活も基に戻ることができるだろうか？



「いわき海岸の放射能汚染とその後の経時変化」

発表者：中西恒雄さん

- ・ 震災前、いわき地域環境学会では磯や湿原の観測会や小学校の環境
- ・ 教育の支援を行っていたが、放射能汚染によって取りやめになった。
- ・ 震災一か月後から、津波被害と放射能汚染の調査を始めた。
- ・ 防潮林内は放射能リスクが高いため、高齢者で調査を行った。
- ・ 砂浜の放射線量は、砂浜の下層部に高濃度の汚染があることが分かった。



- ・ いわきの海岸14カ所で、空間線量と海水、海底砂の線量を調査し、これらの結果を、機関誌や会の発表会に公表してきた。
- ・ 放射能調査の結果、以下の事が分かってきた
 - ①砂浜の波が影響しやすい波打ち際には、上層部から下層部まで低減し、多くは事故前に近い状態まで低減している。
 - ②波があまり影響しない陸側では殆ど変化せず、下層部の汚染はそのまま残っている。
- ①が影響しない砂浜は、通常の陸上部と同様に表層部のみ汚染されている。

「福島議定書省エネアドバイザーの活動について」 発表者：鈴木 一さん

- ・ 福島県では、温室効果ガスの削減目標を決めて取り組んでいる。
- ・ 2007年度からは、独自の取り組みとして「福島議定書」事業を開始している。
- ・ 2013年3月に目標を見直し、「2020年度に1990年比-20%、2040年には-80%を目指す事とした。
- ・ 再生可能エネルギーの導入目標は2040年を目処に100%を目指す目標を設定した。
- ・ その計画の中の事業の一つとして「省エネアドバイザー事業」があり、2011年度より福島環境カウンセラー協会が県と委託契約を結び実施している。
- ・ 費用は無料で受けることができ、専門知識を持ったアドバイザーが省エネの助言を行っている。
- ・ 震災後、日々の生活を見直し、節電、節水などの省エネ対策を進めていく事は、温暖化防止、エネルギーの供給の安定化をもたらし、復旧・復興への一助へとつながる。
- ・ そして、小さなことから継続して取り組むことの大切さを示唆している。



「尾瀬の自然について」 発表者：星 一彰さん

- ・ 尾瀬国立公園は、高層湿地特有の多様な微地形が発達しており、
 - ☆ 日本の自然の中でも貴重な存在となっている。
- ・ 尾瀬独特の植物や動物も多くあり、貴重な自然を残している。



- ・ しかし、水資源を巡っての問題が発生しており、尾瀬ヶ原のダム
 - ☆ 計画は 1996 年に水利権放棄で決着したが、尾瀬沼は 10 年毎の更新となっており、現在も問題が残っている。
- ・ 水の微妙なバランスによって成り立っている湿原だが、尾瀬沼の水問題がある。沼取水発電が 1949 年に工事完了し、自然破壊が進行した。取水によって沼の水位が 3 m 下がり、尾瀬ヶ原の乾燥化が進行し、ヤマドリゼンマイなどの大繁殖が認められるなど、多くの問題が含まれている。

◇記念講演 1

「温暖化による影響とその適応策」

肱岡靖明氏（国立環境研究所社会環境システム研究センター
環境都市システム研究室室長）

- ・ IPCC 第 5 次評価報告書は、308 名の執筆者、70 カ国、50,492 のレビューコメントで作成され、国際的な共通認識として公表されている。
- ・ これまで温暖化影響への適応の重要性が報告されているが、今回は適応と緩和の双方が不可欠がとの知見を示した。
- ・ 地球温暖化が原因となって観測されている事象は数多くある。今回は、その影響度合いが大きいものと小さい物との区別も行った。
- ・ アジアでも多くの事象が観測されており、淡水資源マネジメントや農業対策などの適応策がすでに講じられている。
- ・ 2100 年までの気温変化のシミュレーションが公表され、最大 4.8°C の上昇が予測されると報告された。
- ・ 日本においても、年平均気温は 1989～2013 年のデータによると 100 年あたり約 1.14°C の割合で上昇しており、2010 の夏（6 月～8 月）の平均気温は、1898 年以降の 113 年間で第 1 位を記録している。
- ・ 日本でも生態系への影響では、桜の開花の早まり、イロハカエデの紅葉の遅れ、高山生態系の消失。農作物の品質低下、栽培適地の移動、感染症媒介蚊の分布域の北上などの影響が出ている。ヒトスジシマ蚊によるデング熱は記憶に新しいことである。
- ・ 最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができない。
- ・ 既に温暖化の影響ではないかと考えられる事象が現れつつある。



- ・ 悪影響に備える適応策（気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減、対処療法的な取り組み）が必要となっている。
- ・ 適応策に関しては、科学的な研究や国・自治体における検討は始まったばかりである。
- ・ 適応策の事例として、防波堤の建造・嵩上げによる防護といった適応策、洪水対策、農作物の作付や収穫時期の変更、健康インフラ、感染症予防対策などがあるが、海外ではすでに進んでいる。
- ・ 政府でも適応策の検討が始まっており、27年度夏目処に政府全体の総合的・計画的な取り組みとして適応計画を策定し、5年程度を目処に定期的な見直しすることとしている。
- ・ 温暖化の影響は既に現れており、将来の悪影響が懸念される。
- ・ 温暖化対策は緩和策と適応策の双方が不可欠である。
- ・ 適応策は全く新しい施策ではない。①既存施策の有効活用＋将来気候を考慮した見直し。②温暖化・影響の進行状況の把握：モニタリング。③社会経済の変化を考慮した総合的な環境対策。が大切である。

◇記念講演 2

「地球温暖化と異常気象」 渡邊明氏（福島大学渡邊明特任教授）

- ・ 異常気象とは、「短時間で大きな被害が発生した気象現象（台風、竜巻、豪雨、豪雪、降雹、強風等）、「長時間にまれに起こる現象」と定義している。
- ・ 世界の気温が上昇しており、福島県でも同様の傾向が観測されている。大気の流れの変化も観測されている。
- ・ この間、豪雨による被害も増えてきている。
- ・ 会津の豪雨の発生を見ると、発生頻度が増えてきている。1998年8月4日、2004年7月12日、2011年7月27日）台風や降雪も増えてきている。
- ・ 海水温度の上昇が観測されている。特に、深い所でも温度が高くなってきている。台風に関しても、通常では海水が攪拌され海水面の温度が下がって勢力が小さくなるが、海水面の温度が下がらない事から大型化する。雨雲に関しても同様の傾向となっており、豪雨や降雪につながっている。
- ・ 地球温暖化と異常気象の発生の傾向と観測してみると、影響があることは否定できない。
- ・ 地下資源に依存しないエネルギー社会こそが真の持続循環型社会です。



- 温室効果ガスを排出しない社会から、積極的に減らす社会を創ることが異常気象や災害を低減する安全・安心な社会創りです。
- 分散型エネルギー社会は、欲しいだけ与えられる社会でないかもしれませんが、必要なものを賄える社会です。
- 次世代に住みよい環境を残すために、続けましょう、環境改善の行動を！